



草加八潮消防組合監査委員告示第2号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和元年度定例監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和2年2月28日付で草加八潮消防組合管理者から通知があったため、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月28日

草加八潮消防組合監査委員 中村 幸彦

草加八潮消防組合監査委員 白石 孝雄

監査の結果に関する報告（令和2年1月30日 草加八潮監第45号）

【指摘事項1：専決権者について】

- (1) 対象所属 草加消防署西分署、八潮消防署管理課
- (2) 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
<p>事務決裁規程で規定されている専決権者よりも下位の職にある者により専決された起案が見受けられました。</p> <p>事務決裁規程では、予算の執行については、1件当たりの予算額により、決裁区分が明確に規定されておりますので、適切な事務手続を行ってください。</p>	<p>契約行為に係る仕様伺いから契約締結伺いまでの起案の各段階において、新たに作成したチェックシート（1件予算額により、専決権者がどの職位の者かを判断できる項目あり）の活用により再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘事項については、消防局全体の問題として捉え、全所属の主幹級職員を対象とした研修を行い、受講者には、所属職員に研修内容を周知徹底するよう指導しました。</p>

【指摘事項2：入札案件について】

- (1) 対象所属 八潮消防署管理課
- (2) 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
<p>予算積算額が130万円を超える修繕は、本来一般競争入札とするところ、随意契約とされていました。</p> <p>組合が行う契約行為は、法令により一般競争入札とすることが原則となっていることから、市民への説明責任を果たすため、法令を遵守した適正かつ正確な事務手続を行ってください。</p>	<p>契約行為に係る仕様伺いから契約締結伺いまでの起案の各段階において、新たに作成したチェックシート（1件予算額により、入札案件か随意契約かを判断できる項目あり）の活用により再発防止に努めてまいります。</p> <p>なお、指摘事項については、消防局全体の問題として捉え、全所属の主幹級職員を対象とした研修を行い、受講者には、所属職員に研修内容を周知徹底するよう指導しました。</p>